

# Joint Stock Company

—— 米国の「連帯株式会社」と  
英国の「近世的株式会社」 ——

永 田 數 夫

## I はしがき

筆者はさきに joint stock company に関して、ほんの僅かだけ約言して置いたが、<sup>(1)</sup>これを詳細に述べる社会的責任をも感するので、茲にこれを取上げることとした。joint stock company に関する我国の文献は、経済史、其他に若干ある様であるが、筆者本稿をまとめるにこれらを参照する時間がなかった為、茲には米国及び英国、濠州、カナダ等の文献に依る筆者の理解を構成した。本邦経済史文献と上述外国文献が参照せる参照文献が同一のものが入っていたら、歴史にて、重複の所もあるかもしれないが、筆者は主として英国の現在の「会社法」(Companies Act)及び経営学文献に基き考察した。

ただ、米国の joint stock company の論述は、従来我国に於ては絶無であらうと思われる。また、筆者も今まで米国の文献を主として網羅的に読んでいた為、米国の joint stock company (連帯株式会社)が筆者の脳裏に残り、英国の経営学文献も若干読んでいたが、英国の経営学文献には joint stock company は殆ど出ていない現状であった。今回、英国の会社法を急いで関係条文及び英国会社法文献に目を通したが、この英国会社法にも joint stock company なる語句は、僅かに本法以前の旧諸法下の会社として終りの方の第Ⅷ部に二個条位に記載されているに過ぎない。只、英国の joint stock company (「近世的株式会社」)は、米国の joint stock company (「連帯株式会社」)とは異なるもの——その近世的起源は同じと考えられるが——である為、急いで稿

をまとめた次第である。

結論をさきに述べよう。筆者は joint stock company は、米国のそれと英国のそれを、はっきり分けて取上げるべきであると考え。米国の joint stock company (「連帯株式会社」) は、株主の責任は無限連帯 (unlimited, joint (ly) and several (ly)) であり、株式会社 (corporation) とは別の企業形態である。規制する法律も、夫々別個の法律が存在する。

英国の joint stock company (「近世的株式会社」) は、株主の責任は最初無限連帯であり、後 (1662年) に東印度会社 (East India Company) は有限責任の特権を与えられたが、他は無限責任の時代が続き、1825年の英国会社法 (English Companies Act) は国王にその裁断にて有限責任賦与の権限賦与をなしたが、実際に有限を認可されたのは1社のみで実態は無限責任であった。1855年の「有限責任法」 (Limited Liability Act) は、保険業及び銀行業は除き、登記した会社に有限責任の特権を拡張した。1856年の「近世的株式会社法」 (Joint-Stock Companies Act) にて、有限責任が法律上正当と認められた。有限責任は1858年に銀行業へ、1862年に保険業に拡張された。1862年の「会社法」 (Companies Act) は、1856年の Joint Stock Companies Act 及び其他の法を統合した。其の後、1908年の「会社 (統合) 法」 (Companies (Consolidation) Act), 1929年の「会社法」 (Companies Act), 1948年の「会社法」 (Companies Act), 1967年の追補「会社法」等がある。

即ち、米国の「連帯株式会社」 (joint stock company) は、株主の無限連帯責任たること (詳細は後述)、株式会社とは別の企業形態たること、は法律上も又全ての論者も一致して然りである。英国の「近世的株式会社」 (joint stock company) は、現在時点では法律上は有限責任を以て登記可能であるが、実体上は大多数が有限責任で、其他は無限責任の会社である。カレン (W. S. Curren) は、次の如くいう。「全ての会社が joint stock company であった所の英国に於ては、なされた唯一の区別は、株主の責任に存した。会社名の後に “Limited” を有する会社は、有限責任を有したし、米国の株式会社に類似的である。それらは、莫大なる多数を包含する。其他の会社、即ち大部分は創立古

い会社であるが、これは無限責任の特徴を保有することを選んだ。<sup>(2)</sup>」

テーラ (W. B. Taylor) も、次の如くいう。「実際に英国人は、19世紀に十分入るまで、彼等の joint stock companies を株式会社組織化する (incorporating) という手続を採用しなかった。特権は現在利用可能であるけれども、英国の実業家はそれを利用するのに遅かった。今日、英帝国に於ては、尚全て有限責任なき joint stock companies が多い。<sup>(3)</sup>」

現在の英国会社法の下に於ては、joint stock company は、旧諸法下の会社名として取扱われて居り、「斯かる会社が、本法の下に於て有限責任を以て登記された時には、株式会社 (company limited by shares) であると考えられるであらう。<sup>(4)</sup>」とされる。斯くて、“Limited” を社名の後に附した旧 joint stock company は、我国の株式会社や米国の株式会社 (corporation) に該当する。但し、株式会社の英国名称としては、現在英国の経営学界、法学界に於ても joint stock company は殆ど使用されず、会社法第1条以下の用語では „company limited by shares”——略して (the) limited company——が正確に該当し、——但し、最も正確には、public company limited by shares (companies limited by shares の中の public company である。Palmer's Companies Law が挙げる企業形態14中の最初のもの。勿論、この14企業形態中には joint stock company はない) である——英国法学に於ては右の外 corporation が多く用いられ英国経営学も同じである。

只、英国に於ても米国と同様、corporation は広義狭義種々の範疇の概念を有し (社団法人、社団、public を附した時は公的公司、公企業、公社公団公庫) ていることに、注意しなければならない。また、会社法規の範疇も、我国の商法会社編の如くすっきり一本に纏って (但し、我国にも有限会社法の如きはある) 居らず、一般公法に依る会社、特殊公法に依る会社、私法に依る会社、勅許に依る会社、等々、旧諸法下の会社を含め種々雑多の会社が存在する現状である。

何れにしても、joint stock company は、時代遅れの名称であり、米国に於ては株式会社と異なる連帯株式会社としては用いるが、英国に於ても株式会社名称として殆ど使用されない現状の様である。米英両国に於て、時代遅れの会社

名として理解して良いと思われる。英国の現在の経営学文献にはこの名称は索引にも目次にも筆者の有するものには殆ど見付けることが出来なかった。「英国百科辞典」“Encyclopaedia Britannica”の独立項目にもなく、会社 (company) の項に述べられている位である。寧ろ、アダム・スミスの「国富論」(“Wealth of Nations”) を始め昔の文献にはよく出ている様である。

外国の論者もいう。「近代時に於ては、joint stock association を記述するのに過去時 (past tense) を用いるのが普通である。それは、今日の米国に於て、或いは英国に於てさえも重要ではないし、そこでは joint stock company なる用語は、有限責任を有する非株式会社組織ないし非社団法人組織の (unincorporated) —— (筆者が以前読み違いしたかもしれない点の一つ) —— 会社か、或いは無限責任を有する旧式の社団乃至組合 (association) を意味することが出来る；傾向は、株式会社形態の組織 (corporate form of organization) の採用の方向である。<sup>(5)</sup>」

英国系のカナダのポッター (C. C. Potter) は、株式会社として limited company 又は corporation という用語を用い joint stock associadtion は株式会社とは異ったものとしている様である。即ち、株式会社は、財産所有と契約の権利に於てはそれは個人企業に類似し、無限継続の能力と株式の無制限譲渡に於てはそれは joint-stock association に類似し、所有者の有限責任に於てはそれは合資会社に接近すると述べる。<sup>(6)</sup> 僅かに、英国系の濠州のチェインバーズ (R. J. Chambers) のみが、株式会社を joint stock company として挙げるに止まる。<sup>(7)</sup> 1929年の会社法の1年後の1930年に出版された「近世的株式会社の法律」 (“The Law of Joint Stock Companies”) なる英国のウエストン (W. J. Weston) の法学文献にも「有限責任会社の性質」という第Ⅱ章の論題の下に論じられているのは、実は逆に会社の無限責任の判決や理論である。

要するに、英国の joint stock company に「近世的株式会社」の訳語を用いた理由は、上述の通りである。

米国に於ても、joint stock company は又、株式会社 (corporation) の父 (father), 又は祖父 (grandfather) とされるのである。<sup>(8)</sup> 歴史的には、之は重

要なのである。寛大な株式会社設立法 (incorporation laws) の施行以前には、joint stock company は現在の如く異常ではなかつたのである。<sup>(9)</sup> 恐らく近代的営利追及株式会社の最も明確な先例たる社団乃至組合 (association) の形態は、英国の joint stock company であつた。<sup>(10)</sup> また或論者は、製造業に於ける先行者として、革命戦争後相当数にて形成された非株式会社組織の (unincorporated) joint stock company を、社会組織 (community organizations) と共に挙げる。<sup>(11)</sup>

次に注意すべきことは、joint stock company と joint stock association との差異である。米国に於ても英国に於ても、両者を厳密に区別する場合と、非厳密に両者を模然と同義語的に使用する場合との二つが存することに留意すべきである。厳密には両者は区別さるべきもので、この区別は次の如くである。クラーク (D. T. Clark) 及びゴットフリード (B. A. Gottfried) は、連帯株式組合 (joint stock association) は慣習法 (common law) の下にあるが、連帯株式会社 (joint stock company) は成文法 (statute) の下にあるという点にて、時々区別せられるという。<sup>(12)</sup> テイラーも略々同様にて、joint stock company の起源であり今日米国に存する慣習法 joint stock association は、裁判所により組合企業 (partnership) として取扱われるという。

テイラーに依る両者の説明は、次の通りである。連帯株式組合 (joint stock association) は、組合企業 (partnership) から発生して、原始的に合名会社よりも州統制下に従属せしめられることがより少かつた。慣習法が尚適用する場合には、連帯株式組合は組合企業の特権の大部分を保有することが出来たのである。それは認可状 (charter) 申請をすることなくして経営冒険事業を組織することが出来る。それは、州監督なくしてその業務を閉鎖し、解散することが出来る。合名会社の資格を享有して、他の諸州に行き、自由な市民が移動する場合には何時も営業をなすその憲法的権利に頼ることが出来る。

連帯株式会社 (joint stock company) は、若干の州がその成長する規模と増加する株式会社形態類似性に関心を有し、その組織と活動を支配する法規を施行した結果、生じた成文法連帯株式会社である。それは益々、裁判所により

恰も株式会社の如く取扱われるに至った。斯かる管轄区に於ては、会社定款 (articles of association) の登記、手数料の支払、年次報告書の提出、株式会社組織の諸単位と同じ課税の支払、を要求されるであろう。成文法 association を有する州に於て営業をなす慣習法 association は、外州 (foreign) 株式会社がなすであろう如く、情報の登記、特許権の取得を要求されるであろう。以前の州統制からの解放の長所は、大いに消滅して来たという。<sup>(13)</sup>

ボスランド (C. C. Bosland) 及びカレン (W. S. Curren) は、joint stock company は国王勅許状又は政府認可状 (charter) を有するもので実際は株式会社として取扱われるものである。之に対して joint stock association は勅許状ないし認可状を有しないもの、認可されざる私的組合 (private association)、合意により慣習法の下に組織され認可状を有せず組織手数料を支払わないもの、と区別する。<sup>(14)</sup>

英国百科辞典は、1948年会社法の下に株式会社組織設立された各種型式の全ての会社 (company) は、共通の印鑑を有する別個の社団法人 (legal entity) であるという法的事実に依り、非株式会社組織の組合団体 (unincorporated association)、例えば partnership 及びクラブから区別せるといふ。<sup>(15)</sup>

然しながら、joint stock company と joint stock association は、非厳密に同意語的に用いられることも多い様である。区別説を述べるボスランドも、英国及び米国の歴史に於てよく知られている連帯株式組合 (joint stock association)、即ち、株式発行の組合企業 (share-issuing partnership) は、両国に於ては joint stock company として普通知られていると述べる。また、現在少数の州、例えばニューヨーク州、は此等の組合 (association) 組織を支配する特殊成文法を有するという。テイラーも、上述の如く成文法 association という語も慣習法 association という語も用いる。デューイング (A. S. Dewing) やバーチェット (F. F. Burtchett) 及びヒックス (C. M. Hicks) は、joint stock company or association と全く同意語的に用いる。デューイングはまた、たまに joint stock association も用いるが、明確な区別はない様である。其他の論者は一般に joint stock company の語のみを用いるし、上述両語を

用いる論者もどちらかと云えば joint stock company という用語が多い様である。例えば、ガーステンバーグ (C. W. Gerstenberg) は前者に属し、慣習法 joint stock company という用語をも用いる<sup>(16)</sup>。

筆者も以下に於ては、joint stock company も joint stock association も全て (連帯) 株式会社 ((米) 英国) という訳語に統一することとする。

両語の何れの場合でも、その定款は articles of association 又は certificate of agreement なる用語を用いる<sup>(17)</sup>。

なお、専門語として注意すべきことは、前述カレンが英国に於ては全ての会社 (company) が株式会社 (joint stock company) であったと述べたことに関連することである。英国で会社という時は、株式会社を指す場合が多いことである。我国の合名会社 (英米の ordinary partnership, general partnership), 合資会社 (limited partnership, special partnership, statutory partnership, particular partnership), 有限会社 (米国の limited partnership association, partnership association) は、英米に於ては会社 (company) ではなくして、呼んで字の通り組合又は組合企業 (partnership) なのである。

勿論、英国の有限会社 (private company) は、会社 (company) に属するし英米の個人企業 (sole proprietorship, individual proprietorship, sole trader, individual ownership) 等も Co. を附して呼ぶ時はある。然し、組合企業 (partnership) の法規は、英国にも Partnership Act があり、米国にも Partnership Act, Uniform Partnership Act がある。(この法の記載があるにも拘らず、これらの企業は一般に慣習法の下にあると現在でも同一外国文献上に記されているが、筆者はこの理由は p. 64 の通りと理解する。) 英国の Companies Act は、同法第 1 部第 1 条以下の規定から、株式会社、保証有限会社 (公的会社, 私的会社) companies limited by guarantee (public, private), 無限責任会社 (公的会社, 私的会社) unlimited companies (public, private), 私的会社等に関する法律であると解釈出来るであろう。より明確には、後述英国の joint stock company の所にて述べることにする。

余談も混えた為、はしがきが余り長くなったが、本稿は冒頭に記した如く、

米国の「連帯株式会社」(joint stock company)と英国の「近世的株式会社」(joint stock company)に分けて考察することとする。

## II 米国の連帯株式会社

米国の joint stock company は、連帯株式会社であり、株式会社 (corporation) とは別の現有企業形態であることは既述の通りである。これを定義、組合企業との差異、株式会社との差異、法的資格、定款、その内容構造 (長所及び短所) に分けて考察することとする。

### 1 米国の連帯株式会社の定義

クラーク及びゴットフリードに依れば、連帯株式会社の定義は次の通りである。即ち、「組合 (partnership) でも株式会社 (corporation) でもないが、各々の特徴の若干を有する所の個人の団体乃至組合 (association)。それが株式会社に類似する点は、(1) その所有が譲渡可能である株式 (shares of stock) に依り代表されること；(2) その存続 (期間) が構成者の誰かの死亡により影響されないこと；(3) その指導と経営管理が構成員株主により選任された取締役 (directors or governors) の手中にあること、である。然しながら、それが組合に類似する点は、(1) 各構成員株主は、全ての会社の債務に対して個人的に責任がある (personally liable) こと、(2) 組合の一般的法則が構成員間の関係<sup>(18)</sup>を支配することである。諸州の法律は、構成員の責任の限度に関して異なる。」

米国百科辞典の定義は、次の通りである。連帯株式会社は、「営業を実施し利益を得る目的の為、構成員により出資された資本金 (capital stock) を有し、且つそれが通常各構成員がその一つ又は以上を有する所の株式に分割されて居り、これは所有者により譲渡可能であり、また会社定款に依り支配せられる所の非株式会社組織の個人団体乃至組合である……」<sup>(19)</sup>

ボーゲン (J. I. Bogen) の定義は、次の通りである。「この組織形態は、一つの組合企業 (partnership) を示すが、所有は譲渡可能の株式に分割せられ、また経営は取締役会 (board of directors or managers) に賦与せられる。それは少数の場合に用いられるに過ぎない、蓋し、それは株式会社 (corporation)



にまさる長所は殆ど有しないし、株主の無限責任に於て大なる短所を有するからである。連帯株式会社は、州法により特別に認可されたに非ざれば、法人とは考えられないし、会社名にて保有され得ずして株主名にて保有され得る。それが実行不能である故に、財産は会社の為<sup>(20)</sup>に受託者 (trustees) としての取締役により保有されることが慣例的である。」

ネマーズ (E. E. Nemmers) の定義は、次の通りである。「その資本がその構成員の間に譲渡可能の株式に分割されたが、その構成員は会社の債務に対し組合員 (partners) の個人的責任 (personal liability) を有する所の組織。英国<sup>(21)</sup>に於ては用いられているが、米国に於ては一般に用いられていない。」

(H. S. Sloan) 及びザーチャ (A. J. Zurcher) の定義は、次の通りである。「その構成員が彼等の投資額まで譲渡可能の株式を発行される所の組合企業の一形態。株式会社の様に法的個人格を享有するけれども、重要な差異が存する。株式会社と異り、連帯株式会社は通常ある指名された役員に依つてのみ訴訟及び被訴訟が可能である。更に、有限責任を享有する所の株式会社の株主と異り、連帯株式会社の構成員は、組織の債務に対し個人的に且つ集合的に責任<sup>(22)</sup>がある。」

デューイングの定義は、次の通りである。帯連株式会社は、その存在が州に依り認可された所の譲渡可能株式を有する一種の組合企業 (partnership) を示す。また、これはその株式が相続を含み譲渡が自由であるから、構成員の寿命とは無関係な存続期間を有するという<sup>(23)</sup>。ボンネヴィル (J. H. Bonneville) 及びデューイ (L. E. Dewey) は、次の如く定義する。連帯株式会社 (joint stock company) は、州からの認可証なくして、だが資本を譲渡可能の株式に分割せしめて、またその1つ又は以上の所有が社員資格の1条件である所の、個人の自発的社団ないし組合 (association) であると定義する<sup>(24)</sup>。

チェリングトン (H. V. Cherrington) は、既述米国法学辞典の定義を掲げ、次の如くいう。それは、通常会社定款 (articles of association) と呼ばれる正式の契約書の結果創造される。株主は、経営管理に参加することを許されない。然し、株主は、債権者が事前に株主に対する請求権を放棄することに同意

するに非ざれば、無限責任を有する。元来、米国連帯株式会社は、慣習法組織であったし、又尚多くの場合に於てそうであるが、現在時には個別的州が採用すべくし選挙した法律 (rule) に基いて、成文法組織となって来た所の多くの州が存する。連帯株式会社は、連邦所得税法の下に於ては株式会社の様に課税される。

慣習法に於ては、連帯株式会社は自身の不動産を自身の名前にて所有することが出来ないし、またそれは別個の一組織として訴訟又は非訴訟が出来ない、蓋し慣習法の下は於てはそれは別個の経営体ではないからである。若しその為の法規的権限が存するならば、不動産に対する所有権はある役員により保有され得るであろうし、会社の訴訟及び被訴訟はある指定された役員により又は対し着手され得るであろう。<sup>(25)</sup>

パーチェット及びヒックスは、次の如く定義する。joint stock company は遙かに古い形態の組合企業 (partnership) であり、株式会社と合名会社との間の中間地盤を占める一制度である。之は、登記を要求されない組織当事者達の契約的合意ないし定款に依り創造される。それは通常、経営を行使すべき取締役及び役員会と、自由に譲渡又は販売され得る資本単位に対する株券の発行を規定する。然し、無限責任が、各資本出資者に対し残留する。<sup>(26)</sup>

法学者ブーヴィエ (Bouvier) の定義は、次の通りである。株式会社の特権の若干を有する、英国及び多くの州に於ける成文法に依り投資せられた、ある準組合企業 (quasi partnership); その資本が、共同組合企業者の明白なる承諾なくして、株式に……分割せられる所のある組合企業である; 斯かる社団は純粹の組合企業ではない、蓋しそれらの構成員は1つの社団 (aggregate body) として認識せられるからである; また、それは純粹の株式会社でもない、蓋しその構成員は集合体 (collective whole) の債務に対し出資する責任を多かれ少かれ有するからである。連帯株式会社は、共通の社印を有し且つ使用する権利を除いて……株式会社の全ての属性を有する; 然し、ニューヨーク法規に於ける条項は、その活動に於て地方的は過ぎないこと、及び構成員は他の州に於ては組合企業者 (partner) として訴訟せられるであろうということが主張さ

(27)  
れて来た。

ハズバンド (W. H. Husband) 及びドッカーリー (J. C. Dockery) は、次の如く定義する。経営組織の普通の計画である所の個人企業及び組合企業とは異り、連帯株式会社は1つの異例の活動形態である。諸参加者間の契約により形成され、この点に於てそれは組合企業に比較可能である。しかし乍ら、同時に、資本投資は所有者持分を譲渡可能たらしめる株式により代表される<sup>(28)</sup>。彼等はブーヴィエに従う。ウイーラ (B. O. Wheeler) の定義は、次の通りである。連帯株式会社は、「証券発行組合企業」と「準株式会社」(“quasi corporation”) の双方と定義されて来た。その株券は自由に譲渡又は販売されて来たし、その株主は無限責任を負う。株式の譲渡は株式会社の一特徴であり、無限責任は合名会社に於て要求される。少数の州、例えばニューヨーク州、に於てを除き、連帯株式会社は個人の為の簡単な契約に依り形成され得るし、又一般的に組合企業と同様に形成することが容易である<sup>(29)</sup>。

ブラッドリー (J. F. Bradley) の定義は、次の通りである。連帯株式会社は多くの点に於て株式会社に類似する所の他の組織形態である。連帯株式会社は、それが譲渡可能株式を有し、相対的に恒久的な組織形態であり、また株式会社と同じ連邦所得税に従うという点に於て、株式会社に類似する。連帯株式会社と株式会社との間の最も重要な差異は、連帯株式会社に於ける株主は経営債務は対し無限責任を有するということである。この無限責任特徴は、此の組織形態の一大短所である。連帯株式会社は、米国は於て稀に用いられる。

プレイザー (C. L. Prather) の定義は、次の通りである。連帯株式会社は、株式会社の様に、自由に譲渡可能なる株式へ分割された資本を有し、その構成員の寿命とは無関係に存続期間の相続性を有する。然し、連帯株式会社の株主に、組合企業の組合員の様に、無限責任を有し、又会社の債務に対して個別的に且つ集合的に責任がある。之は、若し連帯株式会社の債務が経営資産の清算は依り満足せしめられないならば、判決は個別的株主の財産に対して得られるであろう<sup>(30)</sup>ということを意味する。ホーグランド (H. E. Hoagland) は、次の如く定義する。連帯株式会社は、株式会社の特性の若干に干与する所の組合企業

型式の経営組織の尚他の修正である。それは多数構成員の組合企業としてか、或いは一種の株式会社として考えられるであろう。それは、双方の性質に干渉する。それは、若干の州に於ては成文法的承認を受けるけれども、慣習法の下にて形成されることが出来る。

ポスランドの定義は、次の通りである。連帯株式会社は、資本を提供するものの利益の為に組織された所の、独占的特権と時々支配する権限を有する、私的会社(private company)である。連帯株式会社、即ち、株式発行の組合企業(share-issuing partnership)は、英国及び米国の歴史に於てよく知られている。ティラーの定義は、次の如くである。歴史的並びに法的に、連帯株式会社は、組合企業と株式会社の間存する。それは、譲渡可能の株式を有する組合企業として、又無限責任を有する株式会社として曖昧に定義されて来た。どちらの定義も、その両親又は子孫から明瞭にそれを区別する。<sup>(31)</sup>

モントゴメリー(R. H. Montgomery)の定義は、次の通りである。連帯株式会社は、組合企業員の資本出資が譲渡可能の株式に依り代表される所の組合企業の一形態である。この理由の為に、連帯株式会社は、米国に於ては普通の組織形態ではないが、大ブリテンに於ては米国に於ける株式会社の地位に等しい地位を占有する。ハロルド(G. Harold)は、次の如く定義する。連帯株式会社は、組合企業の契約に類似の契約に依り形成せられる。構成員資格は、譲渡可能の株式の所有に依り立証される。構成員は無無限責任を有するが、経営の一般代理人(general agent)ではない。構成員、即ち、株主は、経営を実施する為に取締役会(board of managers)を選任する。若干の州は会社の名に於て訴訟、被訴訟を要求するけれども、大部分の州に於ては、連帯株式会社は構成員の名に於て訴訟し訴訟される。ある州(ニューヨーク州)は、それが社長又はトレジャラーの名に於て訴訟し訴訟されることを指定する。<sup>(32)</sup>

シェパード(H. D. Shepherd)、マスルマン(V. A. Musselman)及びヒューズ(E. H. Hughes)は、次の如く定義する。連帯株式会社という組織形態は、州からの認可証なく定款の下に、且つ譲渡可能株式に分割された資本を有する、ある人々の自発的団体乃至任意組合(voluntary association of persons)

である。合名会社の様に、それは政府認可証なくして形成せられる。有限責任協定がなされるに非ざれば、連帯株式会社の全ての構成員は、経営の全債務に対し無限責任を分担する。株式会社に於ける如く、株主は、経営に参加しないが、経営を指導する権限及び責任を有する所の取締役を選任する。会社は、取締役がなす決定に依り拘束せられる。

連帯株式会社は、少数の州に於ては合名会社と同じ資格を有するけれども、通常株式会社と同じ規則に従う。連邦所得税目的の為に、それは株式会社として考えられる。然し乍ら、訴訟は、構成員に対し連帯的になされるであろう。財産の所有権は、受託者の名に於てであり、この受託者が株主の為に会社財産に対する所有権を保有する。

メイナード (H. E. Maynard) 及びウェイドラー (W. C. Weidler) は、次の如く定義する。連帯株式会社は、自由に譲渡可能の株式と代表的経営者を有する合名会社乃至一般組合 (general partnership) と考えられ得るし、或いは無限責任を有する株式会社と考えられ得るといふ。

ラフ (W. H. Lough) は、次の如く定義する。連帯株式会社は、譲渡可能株式へ分割されたその資本を有する1つの組合企業 (partnership) である。ニューヨーク州に於てを除き、かかる会社は、簡単に合意乃至定款により形成されることが出来る。

ニューヨークに於ては、特別の成文法が連帯株式会社を規定し、かかる会社 (association) の形成は、この法規により規定されている如きを除き、禁止されているという。ニューヨークの裁判所は、これ等の組織を株式会社の権限の若干を有する組合 (企業) であると定義する。ニューヨークに於ては、此等の連帯株式会社は、社長又はトレジャーの名に於て訴訟被訴訟が可能であるし、個別的構成員は、請求権が会社から蒐金不能ということが示される迄、訴訟されないであろう、指導的通運会社の数社は、ニューヨーク連帯株式会社法 (the New York Joint-Stock Company Law) の下に組織されているし、これらの場合に於ては調整は非常に満足的に働く様に思われる。

其他の諸州に於ては、連帯株式会社形態はその欠点の為用いられることは

常に稀であるという。

斯くして、ニューヨーク州の連帯株式会社を規制する法律は、ラッに依れば「ニューヨーク連帯株式会社法」(the New York Joint-Stock Company Law)の様である。しかし、カニユード (E. R. Canudo) 裁判官の著書「ニューヨーク株式会社法」(“Business Corporations Law of New York” 1969) に依れば、第1章株式会社存在の意義に於て、連帯株式会社 (Joint Stock Associations) はニューヨーク州「一般団体法」(General Associations Law) に従うと述べられている。筆者のラッ文献は1923年刊行のものであり、英国に於ける Joint Stock Companies Act と同様、廃止改正があったのかもしれない。

最後に、このカニユード裁判官の定義は、次の通りである。「連帯株式会社定款 (Articles of Association) と呼ばれる契約合意に依り形成された連帯株式会社 (Joint Stock Association) は、一般団体法 (General Associations Law) に依り取締管理せられる。それは、基本的には1つの組合(企業) (partnership) であり、それに於ては所有は譲渡可能である株式により代表されるものである (People ex rel Winchester v. Coleman 133 NY 279)。その構成員は、会社 (company) の債務に対し「個人的に」(PERSONALLY) 責任がある。その財産は、受託者により保有される、蓋しそれは法人乃至法的実体 (legal entity) でないからである (Matter of Wilmer 153 AD 804, 138 NYS 649)。この組織型式は、今日多く用いられない。若し1964年1月1日以前に組織されたものならば、それは株式会社 (corporation) が形成されるであろう目的の為に、株式会社法 (BCL) の下に於て株式会社組織形成されることが出来る。(Genl. Ass. L. 7-a<sup>(33)</sup>)。』

## 2 組合企業 (partnership) との類似, 差異

上述の如く、連帯株式会社は、歴史的且つ法的に、組合 (企業) (partnership) と株式会社 (corporation) との間は立つものであり、ハズバンド等が言う如く、その混血的 (hybrid) 性格を有する。従って、定義的補足として、先ず組合企業との類似, 差異を考察することとする。

組合企業との類似の第1は、各構成員株主は、全ての会社債務に対し個人的

に責任、無限連帯の責任あることである。株主は、有限の条項が各契約書に挿入されるに非ざれば、無限責任である。類似の第2は、設立の際登記を要求されず、契約的定款合意に依り設立されることである。認可を申請することなくして、冒険経営を組織することが出来る。諸参加者間で作成した私的契約及び共同組合企業 (copartnership) の類似的定款の下にて組織せられる。合意に依り慣習法の下に組織され、認可を要せず、組織手数料も支払わない。

類似の第3は、組合企業の一般的法則が構成員間の関係を支配することである。類似の第4は、政府統制よりの自由である。州監督なくして、業務を閉鎖し解散することも出来る。類似の第5は、移動の自由である。個人的性格の故に、州から州へより大なる移動性を有する。合名会社 (general partnership) の資格を享有し、他の諸州に行き、自由な市民が移動する場合には常に営業をなす憲法的権利に頼ることが出来る。

これらの類似点は、テイラー、ボスランド、クラーク及びゴットフリード、ウィーラ、バーチェット及びヒックス、ハズバンド及びドッカーリー、ボンネヴィル及びデューイ、ウイラー、メイナード及びウェイドラー、ラッ、シェパード、マスルマン及びヒューズ等が挙げる<sup>(34)</sup>。然し、右以外にも、慣習法が適用する場合には、連帯株式会社は組合企業の特権の大部分を保有することが出来るのである。また、株式会社との差異点が、組合企業との類似点になる場合が多いことも留意すべきである。

組合企業との差異の第1は、譲渡可能の株式 (certificate of shares, (of stock)) あることである。その資本が、所有者が随意に譲渡することが出来る所の所有者証券 (certificate of ownership) により証明されることである。持分証券、株券がなく、譲渡自由性なき合名会社より魅力的であり優れている。株式の譲渡可能性は、構成員に組織用役能力に影響する何らかの出来事により解散を惹起する合名会社、の如き組合企業の弱点を救済する。テイラー、チェリントン、ハズバンド及びドッカーリー、プレイザー、ホーランド、ボスランド、メイナード及びウェイドラー等が挙げる。

差異の第2は、その経営管理は、会社を拘束する唯一の権限を有する取締役

会乃至受託者会 (board of directors or trustees) に委任せられることである。換言すれば、所有者乃至構成員は全般的代理人 (general agent) ではないことである。従って、株主の個別的行為に依り会社を拘束することが出来ないのである。テイラー、ボスランド、ガーステンベルグ、ボンネヴィル及びデューイ、メイナード及びウェイドラー、ホーランド等が挙げる。

差異の第3は、その存続期間が構成員の死亡、発狂ないし心神喪失、又は破産により影響されないことである。従って、恒久的存続期間である。組合企業、特に米国の組合企業、合名会社は、組合構成員の1人の死亡と共に自動的に解散される。従って、発展の為相当の時間を要する企業を継続することを可能ならしめるには、それは余りにも短い存続期間を有した。連帯株式会社は、株式の譲渡可能性と相俟って、より長い存続期間を有する。死亡時の株式相続、株式譲渡に依り、構成員の寿命と無関係な存続期間を有する。人的企業に対する物的企業の差である。デューイング、テイラー、プレイヤー、ホーランド等が挙げる。

差異の第4は、巨額資本の調達可能性である。プレイヤー、ホーランド等が挙げる。差異の第5は、構成員は1つの社団 (aggregate body) として認識せられることである。これは、組合企業の各構成員が全般代理人とせられる前述に関係する。連帯株式会社は、大部分の州の法規の下に於ては、恰も株式会社の如く、単一実体 (single entity) であるかの如く、訴訟被訴訟も会社の名の下になされる。但し、成文法条項がない場合には、組合企業に於ける如く、構成員の名が用いられねばならない。組合企業者の場合に於ける如く、構成員は会社を訴訟することが出来るのではなくして、説明任務の為衡正裁判に行かなければならない。ボンネヴィル及びデューイ、ブーヴィエ、ハズバンド及びドッカーリーが挙げる。

差異の第6は、連邦所得税及び州税法目的の為、株式会社の如く課税されることである。ボスランド、ボンネヴィル及びデューイが挙げる。差異の第7は株主の無限責任の恐さは合名会社社員の場合より小なることである。これは、前述取締役会による管理の集中と専門化に基くとされる。個別的株主は契約参



加の権限を有しないので、株主一般は衝動的な、或いは不賢明な同輩株主に依り犠牲にされる懸念を有する必要はない。経営管理の権限を有する者さえも、会社定款が規定する全ての制限を受けるのである。取締役会が経営者として益々大なる技術を表わすに伴い、無限責任の危険に耐えることは益々困難性小となって来る。チェリングトンが言う所である。

組合企業との差異を、諸論者に依り考察した。<sup>(35)</sup>尚、筆者は後述連帯株式会社の長所は、概ね組合企業に優る長所、差異であることを附加したい。

### 3 株式会社との類似、差異

株式会社との類似の第1は、資本ないし所有が譲渡可能株式に分割されあることである。クラーク及びゴットフリード、ブラッドリー、ボスランド、ガーステンバーグ、ブーヴィエ等が挙げる。類似の第2は、恒久性あり構成員の寿命に影響されないことである。クラーク及びゴットフリード、ブラッドリー、ボスランド等が挙げる。類似の第3は、取締役会であり、経営管理と指導 (leadership) が之に集中されることである。クラーク及びゴットフリード、ボスランド、ガーステンバーグ、シェパード等が挙げる。

類似の第4は、課税が株式会社の様に賦課されることである。大抵の税法は連帯株式会社を法律上の株式会社ではなくとも、事実上の株式会社 (de facto corporation) と見做すと解釈される。連帯株式会社を認可せる州が極めて少いことにも依るが、詳細は長所及び短所に後述する。バーチェット及びヒックス、ブラッドリー、ボスランド、テイラー、ボンネヴィル及びデューイ等が挙げる。類似の第5は、出資者構成員は全般的代理人でないことである。資本と経営の分離、経営管理の取締役会に連結する。また、法的資格に関連することである。全般的代理人でない故に、その個別的行為により会社を拘束することが出来ない。ボスランド、ボンネヴィル及びデューイ、ガーステンバーグ等が挙げる。

類似の第6は、成文法の下での連帯株式会社は、株式会社の如く取扱われることである。会社定款の登記、手数料の支払、年次報告書の提出、課税等にて同様を要求される。法的資格に於ても、大部分の州の成文法下にては、株式会社

の如く会社名にて訴訟被訴訟が可能である。テイラー、ボンネヴィル及びデューイ等が挙げる。類似の第7は、巨額資本調達と拡張可能性である。テイラー、バーチェット及びヒックス、が挙げる。

株式会社との類似点として諸論者が挙げたものを述べたが、カレンもいう如く、成文法の下にては連帯株式会社は、無限責任ということを除き、株式会社と同様であるともいえる。要するに、後述の長所は概ねこの類似性に妥当するということも言えるであろう。但し、株主の有限責任と其他の若干差異を除いて。次に、この株式会社との差異を考察することとする。

株式会社との差異の第1は、株主の無限連帯責任である。之は米国の経営学者、法律の全てが主張する所である。有限責任を定款に定め通告するも外部者が認めることが条件とされるが、この通告の有効性は若干不確実である。短所の無限責任の論述を参照され度い。只、デューイングは、連帯株式会社と株式会社の差を、この個人的無限責任と課税上利益の二つを挙げるのが通例であるが、この二つの差異は現在に於ては殆ど重要性がないと反論する。即ち、公衆が関心を有する少数の残存連帯株式会社——例えば古い通運会社 (express company) のあるもの——は、構成員を個別的債務から保護する為に、非常に大なる準備金を蓄積して来た。連帯株式形態組織を保有する中小企業は、通常彼等の債権者達は、個別的構成員 (株主) を社団債務にに対し無疵に保有する様、文書にて同意するということを主張する。更に、連帯株式会社は、事故又は一般債務に対して保険を維持するという。つまり、連帯株式会社は、株主の無限責任を実質的に有限化する様、財務的準備を整えて来たというのである。

他方、株式会社の場合に於ても、株主の個人的責任は絶対不可侵だ、無限責任とされる場合があるというのである。即ち、株式会社形態の組織の構成員 (株主) の社団債務に対する個人的責任に対する不可侵性は、どんなに強く強調しても強調しすぎることはないという。例えば、筆者が「株式会社の特長」の株主の有限責任の例外のデューイング説に挙げた如く、株式会社形態が詐欺をなす為に用いられた時には、裁判所はヴェールの後ろまで行き、株式会社構成員 (株主) を責任ありと主張して来た、また、マサチューセッツのある町——

ある都市公団——の債務不履行となった公債の所有者は、その町の境界内の如何なる財産所有者をも町の債務に責任ありと主張することが出来るという。<sup>(38)</sup>

上述デューイングの論は、連帯株式会社の株主の無限責任と株式会社株主の有限責任との差は、現在重要でないというのである。しかし、筆者は株式会社に於ても株主の有限責任を強調しデューイング論を却けたが、茲にも連帯株式会社の株主の無限責任は米国に於て他の全ての論者及び法律が主張する原則である故に、デューイング論は採り得ない。短所の無限責任の項にて別述する所である。

デューイングも、又後の方に於ては、取締役会の自己永続性と選任されざることと共に、株主の会社債務に対する組合企業者の如き責任、無限責任を、株式会社と異なる二つの重要な点として挙げる。<sup>(39)</sup>ブラッドリーは、株式会社との最も重要な差異は、株主の無限責任たることを述べ、米国の連帯株式会社たるアダムズ通運会社 (Adams Express Company) の会社定款は、普通株券は無限責任特徴を述べることを要求しているという。ポスランドも、株式会社と異なる点の第1に株主の無限責任を挙げる。有限責任の条項が各契約書に挿入されるに非ざれば、無限責任が原則であるという。<sup>(40)</sup>法学者ブーヴィエも、構成員が集合体社団の債務に対し出資する責任を多かれ少かれ有する故に、純粹の株式会社 (corporation) とは異なるという。<sup>(41)</sup>

以上の外、株式会社と比較して挙げるのは、バーチェット及びヒックス、カレン、ホーランド、ガーステンバーグ、テイラー等である。何れも異差の最も大なるものと指摘し、或いはこの差異だけを挙げる。この無限責任の故に、米国に於ては稀に且つ少数地方にのみ用いられる形態であり、株式会社組織化と有限責任の出現と共に連帯株式会社形態は衰退したいという。

株式会社との差異の第2は、法的社団性 (legal "corporateness") を有せず、社団法人 (legal entity) でないことがある。つまり、株式会社は全50州の州株式会社法や統一株式会社法 (Uniform Corporation Act) があるが、連帯株式会社の法定は有限会社の様にニューヨーク州等少数の州のみしかないのである。法定以外の州では、一般に慣習法により取扱われる。従って、それ自身の

名前に於て訴訟，被訴訟，不動産の保有，契約をなすことが不可能である。州法にて特別に認可されたに非ざれば，これ等が不可能である。即ち，連帯株式会社は，会社名にて保有され得ずして，株主の名に於て保有され得る。また，財産は会社の為の受託者 (trustee) としての取締役 (directors) により保有されるのが慣例的である。テイラー，ボーゲン等が対比して挙げる。ボスランドは合意に依り慣習法の下に組織せられ，それは認可状を有せず，或いは手数料を支払わないと指摘する。慣習法が尚適用する場合は，組合企業の特権の大部分を保有することが出来た。認可に対する申請なくして冒険経営を組織することが出来，州監督なくして業務を閉鎖し解散することが出来る。但し，成文法の連帯株式会社の場合は，別である<sup>(42)</sup>。この法的資格の差は，次節を参照されたい。

株式会社との差異の第3は，取締役会の自己永続性 (self-perpetuation) である。デューイングのみが挙げる。然し，彼は米国連帯株式会社の代表者たる通運会社の取締役，経営者の自己永続性を挙げて，立証する<sup>(43)</sup>。株式会社と対照して，連帯株式会社は目的のより広い幅と弾力性を有するという。この差は，その性格と共に始まるが，それは株式会社取締役に対して州及び株主により賦課される諸制限に対照して，連帯株式会社の取締役 (managers) に対し許与される認可の中に最も著しいという。

更に，株式会社の取締役は，通常，株主に依り年次に選挙せられる。然るに，連帯株式会社の取締役会 (governing board) の構成員達は，経営者の継続性の確保が存し得る様に，自己永続的であり，選任せられないという。但し，前述は，それに対し例外が有する一般的所述にすぎないともいう。即ち，例外として，殖民地の又は州の立法府に依り特別の認可状を与えられたある株式会社は，その会社定款 (articles of association) 中に，取締役又は取締役会 (board of management) の自己恒久性に賛成の規定をなす条項を含むという。しかしながら，かかる株式会社の場合は現在稀であり，主として教育的の社団法人または慈善的の社団法人に限定されているという。

通常，株式会社設立の為選択される全ての州は，定款条項を変化する為に容

易な方法を規定しているから、連帯株式組織の形態が株式会社にまさり有する唯一の実質的長所——又は短所——は、この取締役会ないし受託者会の自己永続性であるとデューイングはいう。然し、若し会社の株式が公共的投資の為提供すべきであったならば、株主達は会社の経営管理に対しある統制支配を行使せんと欲するであろう。之は、株式会社形態の組織に関しては可能であるが、連帯株式会社に関しては不可能である。この問題の敷衍せる論議は、ウォリン<sup>(44)</sup> (E. H. Warren) の著書がある。この研究の著書以降、州法規と裁判所判決は、一層更に混乱を増したといわれる。

上述デューイングの取締役会の非選任性、従って自己永続性に対して、ボンネヴィル及びデューイ、ガーステンバーグ、テイラー其の他殆どは、株主に依る取締役の(定期)選任を述べている。又、取締役会の集権的統制ないし集中統制については、ボンネヴィル及びデューイ等も述べている。

株式会社との差異の第4は、課税利益を指摘するのが通例であるとデューイングはいう。株式会社に優る州税及び連邦税利益を有するという論である。株式会社税ないし法人税 (corporation tax) がないというのである。この課税条項が、連帯株式会社の株式会社にまさる主たる長所と主張される。彼は、この差も、無限責任と同じく、現在に於ては殆ど重要性がないという。連邦所得税法は、現在、連帯株式会社に株式会社と同等に適用すべく述べられて居り、また諸州の大部分は——若し斯かるものが株式会社に要求されるならば——連帯株式会社及び所得税報告書に対する登録料金を要求している<sup>(45)</sup>。他の論者も、課税上利益は現在株式会社にまさる利益はなく、株式会社と同様であると述べている。寧ろ、類似性に既述の通りである。

株式会社との差異の第5は、政府統制、監督からの自由である。連邦政府は株式会社と同様に課税するし、又ニューヨーク州は年次商業上利権 (franchise) を要求する。然しながら、これ等の政府要求は、株式会社に適用される要求と比較して、相対的にとるに足らない程小である。ボンネヴィル及びデューイ、ボスランド等が挙げる<sup>(46)</sup>。

株式会社との差異の第6は、移動の自由性である。連帯株式会社は、個人的

性格の故に、州から州へのより大なる移動性を有するという。対比的にはボスランド、メイナード及びウェイドラーが挙げる<sup>(47)</sup>。

株式会社との差異の第7は、構成員の権限は、会社定款に含まれたものに限定せられるという点である。これは前述第3の差異と関連するとも思われるが、この差異点を挙げるライターは明確な説明はなしていない<sup>(48)</sup>。

株式会社との差異の第8は、その恒久継続性である。デューイングが挙げ<sup>(49)</sup>る。ある観点からは、連帯株式会社は大なる長命を有していた、蓋しその形態は、新しい需要及び変化する経済状態に対しより緊密な適用可能性を許すからである。他の観点よりは、株式会社が大なる長命を有する。蓋し、その形態は諸変化に対しより多く抵抗的であり、より確固たる内部的結合の緊密さ (coherence) と個性を有していたからであるという。ある生物学的形態に類似して、連帯株式会社はその適応可能の故に現在まで生き残ったし、株式会社は変化に抵抗するその活力強さの故に存続した。然し、株式会社法の寛大性と弾力性の増加と共に、株式会社が全ての種類の企業経営に於て殆ど完全に連帯株式会社形態にとって代ったのである。長所の項を参照され度い。

株式会社との差異の第9は、外部的及び法的形態の差である。米国に於ては、経済史の研究者も連帯株式会社と株式会社の明確且つ迅速なる区画線を引いたし、只その区別が内容及び実際の活動に対してよりも寧ろ外部的及び法的形態に集中されたとデューイングはいう。次節を参照されたい。

以上、株式会社との類似と差異を考察したが、要するに、ボスランドやボーゲンも謂う如く、株式会社にまさる長所はなく、株式会社に劣り、特に無限責任は大なる欠陥とされる。

#### 4 連帯株式会社の法的資格

これに関しては、既述株式会社との差異に於ても述べたが、ここに補足することとした。第1は、慣習法連帯株式会社 (common law joint stock association) の場合である。連帯株式会社は、その起源を、それらを組合企業 (partnership) と考えた所の慣習法に有する。今日に於ても米国に於ては、慣習法連帯株式会社が存するし、裁判所はそれらを組合 (企業) として取扱うのである。慣習法

連帯株式会社は、社団法人ではない。契約又は定款の登記 (filing) の不要、認可及び手数料支払の不要、州監督からの自由、閉鎖解散の自由、会社名にての訴訟、被訴訟、財産所有、契約の不能、株主名にての可能、株主の無限責任等は、既述の通りである。訴訟は、若干の州に於ては連帯して (jointly and severally) 構成員 (株主) に対して直接なされるであろう。慣習法の下に於ては、その資格 (status) に関する不確実性の結果的雰囲気<sup>(51)</sup>が存する。課税資格としては、法規により特定されるに非ざれば、州法人税を課せられない。然し、連邦所得税法は、株式会社と同様の課税をなすのである。

法的には、連帯株式会社の構成員 (株主) は、会社の為の全般的代理人 (general agents) ではない。構成員の個別的行為により、会社を拘束することは出来ない。組合企業構成員 (partner) の場合に於ける如く、彼等は会社を訴訟することが出来るのではなくして、説明責任の為衡正裁判 (equity) に行かなければならない。<sup>(51)</sup>連帯株式会社は、通常その会社定款 (articles of association) と呼ばれる正式の契約書の結果創設される。かかるものとしての株主は、経営管理に参加することを許されない。

連帯株式会社の構成員 (株主) は、組合構成員 (partner) として訴訟されるであろうということが主張されて来た。訴訟資格とは別の課税資格に於ては、法規により特定されなければ課税されないとボーゲン<sup>(51)</sup>はいうが、ガーステンバークもいう如く、諸州の多くに於ては、州内にて営業をなす外州株式会社 (foreign corporation) の権利を支配する法規は、その外州株式会社の定義に連帯株式会社を含む。ニューヨーク州等少数の州以外は、連帯株式会社法規がなく慣習法の下に取扱われるが、只税法上は斯かる多くの州は外州株式会社に関する法規があり、これにて連帯株式会社も株式会社として取扱われるのである。従って、課税資格は、慣習法の下に於ても成文法下と余り変わらないこととなる。

又、証券の公共的提供を規制する連邦及び州法の下に於ては、連帯株式会社は株式会社として取扱われる。

第2は、成文法連帯株式会社 (statutory joint stock company or association) の場合である。ニューヨーク州其地の少数の州にのみ、この会社の形成及

び活動を規制する法規 (New York Joint-Stock Company Law, 現在の General Associations Law) を制定した。これらの法規は、各州に依り異なるが、連帯株式会社に慣習法の下に存するよりもより大なる法的確実性を与えたし、また法規的組合を近代的株式会社により近く準拠せしめて来た。

例えば、ニューヨーク州に於ては、会社定款は、株式会社定款と同様に、州務長官 (Secretary of State) 及びこの会社が主たる経営を有する郡の書記ないし事務官 (county clerk) に登記することを要求される。この報告書は、会社の形成後60日以内に登記されねばならないし、類似の報告書が、爾後の各1月に登記されねばならない。其他の州も、同様の要件を有する。後に株券を購買する所の人々は、それにより組織の契約に対する当事者、且つ会社の構成員 (株主) となって来る。法規の大部分は、取締役会 (board of directors) に対する経営管理の委任、所有権の譲渡を規定しているし、又解散時にとらすべき諸措置を規定する。他の諸規定は、会社 (association) に、その定款中にその旨の所述の挿入により、その構成員の責任を有限化することを認める。性質上、例外的に有限責任が認められるということに、注意すべきである。

然しながら、これ等の規定の何れも、会社が他州に於て営業する時には、所有者 (株主) を組合企業の如き責任から解放するものではない。或州の法規は、他州に適用しないし、それらが沈黙している時には、裁判所は慣習法に訴えるのである。<sup>(52)</sup>

成文法の連帯株式会社は、裁判所によりその州に於ては恰も株式会社の如く取扱われるに至った。斯かる管轄区に於ては、会社定款の登記、手数料の支払、年次報告書の提出、株式会社と同じ法人税の支払等を要求されるであろう。若干の州は、会社の名に於ける訴訟、被訴訟を要求する。或いは会社の為の又は会社に対する訴訟、被訴訟は、指定された役員に依り、又は役員に対してなされ得るであろう。会社により所有された不動産は、多数の構成員の名に於てそれが保有されていることを避ける為に、或いは、一般に集合名にて所有権を保有することが出来ないのもので、役員により保有され、或いは指定された受託者 (trustee) としての役員、即ち、取締役の名に於て保有され得るであろう。ニ



ニューヨーク州法は、7人又は7人以上の構成員を含む如何なる連帯株式会社にも、社長又はトレジャラーの名に於て訴訟又は被訴訟する権限を賦与したし、法は判決の場合に於ては、満足せしめられざる請求権に対して如何なる株主も責任ありと主張され得る前に、会社の資産が先ず最初に使い果されねばならないであろうということを規定した。即ち、個別的構成員(株主)は、請求権が会社から集金され得ないことが示されるまで、会社の債務に対し責任がない。

或る論者(モントゴメリー)は、大部分の州の法規は、連帯株式会社に、その社長の名に於て不動産を保有する権限を賦与しているという。それらは又、斯かる不動産の担保化を認めるといふ。又、不動産は、その集合名に於て所有権を保有することが出来ない。かかる不動産は、会社に対する受託者としてのある代理人(agent)又は役員に依り保有されるし、如何なる譲渡(conveyance)又は不動産上の債務ないし債権(抵当権等)(incumbrances)も、この手続に依り行使されなければならないという。成文法的規制の傾向は、二つの組織型式の基本的差異と両立である限り、連帯株式会社を支配している条項を、株式会社を支配している条項と一様にするのである。可能なる限り、連帯株式会社は社団(entity)と考えられるし、代表的役員は多くの目的の為の受託者と考えられるという。

然し、モントゴメリーは、連帯株式会社の権利の項に於ては、ニューヨーク裁判所は、連帯株式会社は、その存続期間を構成員の契約に負い、構成員とは異なる社団(entity)としては存在しないということを主張する<sup>(53)</sup>という。それは、それが営業をなすか又は財産を所有する所はどこでも存在するという。

成文法会社(statutory association)を有する州に於て営業をなす慣習法会社(common law association)は、外州株式会社がなすであろう如く、情報(即ち、定款)の登記と特許権(licenses)を得ることを要求されるであろう。かくして、その以前の州統制からの自由の長所は、大いに消滅して来たという。

ある州に適用する法律は、他の州に於ては適用しないことは既述の通りである。諸年前にニューヨーク州法の下に於て連帯株式会社として組織された所の

ニューイングランド運送会社 (New England Express Company) は、マサチューセッツ州の法の下に於ては、それは合名会社 (general partnership) に過ぎなかった。マサチューセッツの最高裁判所の判決に於ては、ニューヨーク州が連帯株式会社を取扱う際に如何なる政策を適用せんと選択するであろうかは、問題ではなかった。蓋し、それらの政策はマサチューセッツには実施されていなかったし、従ってニューイングランド運送会社はマ州に於ては合名会社にすぎなかったからである。<sup>(54)</sup>

又、他の判例<sup>(55)</sup>に於ては、ニューヨーク州法の下に於て連帯株式会社として組織せられたアダムズ運送会社は、若し全株主が訴訟に参加せしめられさえするならば、ミズーリ州に於て訴訟を起すことも出来るであろうということが主張された。

ニューヨーク州は、商業上利権税 (franchise tax) 目的の為、連邦所得税目的と同様、株式会社の様にそれを取扱う。課税に関しては、連帯株式会社の短所に於て詳述する。

以上、連帯株式会社の法的資格 (legal status) に関して考察した所である。<sup>(56)</sup>

## 5 定 款

定款 (articles of association, certificate of agreement, (articles of) agreement) の作成が、連帯株式会社の組織化の為必要なる全てのものである。ニューヨーク州の如き若干の州は、指定された公共的役所に (ニューヨーク州にては既述の如く、州務長官及び会社が主たる経営を有する郡の事務官に) 定款の登記をなすことを要求するけれども、認可 (charter) は必要とされない。この報告は、会社の形成後60日以内に登記されねばならないし、類似の報告書が、爾後の各1月に登記されねばならない。其他の州も、同様の要件を有する。<sup>(57)</sup> 定款は、通常次の諸点を含むであろう。

1. 経営の名称
2. 諸目的及び経営種類に対する諸制限の列挙
3. 本社の所在地
4. 資本金の額及び発行さるべき株式の種類

(又は株式の額及び数, 原始株主数)

5. 在任期間, 選挙, 任務, 及び取締役の権限に対する諸制限を含む取締役会に対する条項 (役員の名と住所を含む)
6. 株主総会に対する条項と会社定款の改正の為の手續
7. 存立期間と解散手續
8. 株主が経営者並びに全般代理人の権限を放棄するという所述
9. 利益配分方法
10. 自由な株式譲渡に対する条項

連帯株式会社は, 原始的構成員 (株主) が会社定款に署名することに依り当事者となって来る所の契約に基礎付けられている。後続の構成員は, 会社の株式に対し予約ないし購買することに依り, 組織の契約に対する当事者且つ会社の構成員となって来る。慣習法連帯株式会社の場合に於ては, その冒険事業に関心を有する当事者の簡単な契約ないし合意定款 (certificate of agreement, agreement) のみが, 成立の要件である。

株主の無限責任の原則を, 定款及び通告に依り有限化せんとする試みに関しては, 後述短所の第1にて述べることにする。株主の経営管理よりの分離, 取締役会の集中管理と自己永続化, 其他, 定款記載事項の効力に依存せんとするものに関しても, 関係の長所及び短所の項にて論ずることとした。定款に関しては, 此等も参照され度い。

若し連帯株式会社が閉鎖的株式会社 (close corporation) の代りに代用さるべきであるならば, 換言すれば, 株式会社から連帯株式会社への転換が試みられる場合には, 会社定款は注意深く作成さるべきである。定款ないし認可状 (charter) が株式会社に重要である如く, 連帯株式会社定款 (articles of association) は会社に対し重要である。<sup>(58)</sup> 蓋し, それは, 役員の仕事及び権限と構成員の仕事及び権限, 義務を規制し, 構成員と会社との間の必要なる関係を述べる組織に対する当事者間の契約乃至合意証書であるからである。会社定款, 細則は, 株式会社設立定款 (certificate of incorporation) 及び細則 (by-laws) が株式会社組織に影響するのと殆ど同様に, 連帯株式会社の組織及び経営者を

定義し且つ規制する。

なお、定款に関しては、長所の第2，第5，第6，短所の第1等をも参照され度い。

## II 連帯株式会社の長所

次に、連帯株式会社のより詳細なる内容を考察することとする。長所と短所に分ちて検討する所である。連帯株式会社は株式会社の父ないし先駆者である為、株式会社の類似点に於ても述べた如く、少数の差異点を除き非常に株式会社に類似した特徴を有する。従って、拙稿「株式会社の特長」（駒沢大学経営学部研究紀要第2号）をも参照されたい。但し、ボーゲンやボスランドもいう如く、連帯株式会社の長所は、株式会社に優る長所はなく、全て株式会社に劣るものである。

### 1 譲渡可能の株式

連帯株式会社は、別名を「無限責任の株式会社」（“corporation with unlimited liability”）と共に、「株式発行の組合(企業)」（“share-issuing partnership”）とも云われる如く、株式が第一の特長であると筆者は考える。株式会社の第一の特長たる株式も、元来、この連帯株式会社の株式を先祖とし、連帯株式会社の無限責任株式を有限責任株式に改良したものであるという歴史的意味に於ても、重要である。連帯株式会社は、法的にも歴史的にも、また機能的にも合名会社と株式会社の間物と云われる如く、合名会社よりすぐれているのはこの譲渡可能の株式、従って、分割された資本株式、これに依る巨額資本の調達可能性、恒久継続性、資本と経営の分離等が挙げられるべきである。

組合企業 (partnership) と異り、人は株式を購入することに依り合意契約に参加したこととなり、当事者乃至構成員 (株主) となって来る。組合企業と異り、構成員は彼の株式を販売し、遺贈し、又は譲渡することが出来るし、新しい構成員は他の構成員により承認されるを要しない。個人企業や合名会社の原則であった「個人証明 (delectus personae) の原則」、「個人選択 (choice of person) の原則」は存しない。株式の譲渡可能性のもつ一つの意義である。

人の経営会社を選択する此の権利の放棄は、重要性より小である。蓋し、連帯株式会社の構成員は、経営管理には直接的発言権はないし、また他の者を会社の代理人 (agents) として拘束することは出来ないからである。ただ、危険を引受ける投資の原始的概念のみが保有されるにすぎない。譲渡可能株式のこの意味から、個人企業や合名会社の如き人的会社 (personal company) から物的会社 (physical or material company) への移行を見ることも出来るであろう。

(勿論、社団法人性法的資格の問題にて不動産保有や訴訟等にて人的会社の残被があるけれども。)

株式の譲渡可能は、個人証明の原則を排除すると共に、組織に対する安定性の附加を以て貸記され得る<sup>(59)</sup>。会社の安定性、恒久継続性が結果するのである。米国合名会社の解散の一事由となった構成員の死亡又は破産、法的無能力化が生じても、株式譲渡により中断又は改組、或いは会社の存続終了がないのである。この株式譲渡可能性が会社の恒久継続性を齊らすという関係は、テイラー、モントゴメリー、デューイング、ホーランド等が述べる。株式の譲渡可能にも拘らず恒久継続性があるというのは、他の頁のデューイング、ボンネヴィル及びデューイである。

株式を所有する人は、好む時は何時でも (若し買手を見付けることが出来るなら) その持分を除去すべく自由であるし、買手は自分が他の株主に承認可能であるかどうかについて何等の関心をも有する必要はない。つまり、個人証明、人間選択の原則は、不要なのである。蓋し、若し彼が引退する株主に対する後継者として指名されたならば、彼は株主となって来るという特権を奪われ得ないからである。株式の自由譲渡性を、彼等の貯蓄の投資に対する代替的機會を考える時に、大なる重要性ある要因と考える多くの人がある。他の全ての条件にして等しき限り、株主の自由引退を認める所の、又引退株主の裏書された株券の提示という単一条件上にて問題なく新株主を受理する所の、組織は、譲渡性の<sup>(60)</sup>制限の下に於けるよりもより大なる資本を魅引調達することが出来る。

株式譲渡性は、また資本の分割につながる。資本は、株券 (certificates, certificates of shares, stock certificates) により代表せられる株式 (shares)

に等しく分割せられる。

連帯株式会社の株式は、無限連帯責任である。その株式証券 (instruments) が極めて明瞭に正反対を表現するに非ざれば、連帯株式会社の株券は、真実は、組合 (企業) 証券 (certificates of partnership) である。斯かる組合企業持分 (interests) に属する無限責任に従い、これ等の会社株券は、最近50年又は以上の年間一種の地方化された組合企業を維持して来た所の大なる諸通運会社及びある小さなニューイングランド経営の場合に於てを除き、米国に於ては何処にも用いられていないとデューイングはいう。通運会社の株式 (stocks) は、公衆により保有されている所の唯一の残存組合企業株式 (partnership shares) であるという<sup>(61)</sup>。

米国現存連帯株式会社の中の一つたるアダムズ通運会社 (Adams Express Company) の株券は、次の如く述べている。

アダムズ通運会社  
1つの連帯株式会社  
普通株

此は、John Jones がアダムズ通運会社の普通株1株の所有者であり、少くとも取締役 (managers) の2人の承認を以て、且つ正しく裏書された此株券の引渡時に個人にて、又は正当に公認された弁護士に依り、会社の名簿上にて譲渡可能である、ことを証明する。各株式の所有者は、損失又は他の必要の場合に必要であるかもしれない如き追徴 (assessments) の将来に於ける支払をなすべきであり、又当会社の構成員の全ての債務及び負債に責任があり、又恰も彼が会社定款に署名したのと同様に定全に、構成員の全ての特権に対する資格を有するし、この株券 (certificates) により代表される各株式 (shares) に基づいている。

最後に付加することは、無限責任と譲渡性の関係である。構成員 (株主) は、その株式所有期間中に発生した、又は契約された会社の債務に対しては、株式保有期間中は勿論、株式譲渡後と雖も個人的に無限連帯の責任を有する。しかしながら、引退する構成員は、株式保有期間以外の間に、即ち、彼が株主となる前に、又は株主たることをやめた後に、契約された債務に対しては、個人的に責任がないのである<sup>(62)</sup>。無限責任に関しては、後述短所を参照されたい。

## 2 設立の相対的容易性と経済性

当事者と会社との必要なる関係を述べる組織に対する当事者間の契約又は合意証書ないし定款が、連帯株式会社を設立する為に必要なる全てであることは既述の通りである。設立は、合名会社の設立と同様、法規乃至成文法の制限及び要件から束縛されない。大部分の州に於て、換言すれば、慣習法連帯株式会社の場合に於ては、契約又は定款の登記 (filing) 又は記録は、要求されない。元々、米国連帯株式会社は慣習法組織であったし、また現在尚多くの場合に於てさうであることは、チェリングトン、ボンネヴィル及びデューイがいう通りである。定款の作成のみで、会社設立となる。

然し、若干の州、例えば、ニューヨーク州は、州務長官及び組織が形成される郡の事務官に、定款を登記することを要求している。即ち、成文法連帯株式会社は、指定された公共的役所に定款の登記が要求されるが、認可状 (charter) は必要とされないのである。既述の如く、成文法のある州に於ても、慣習法連帯株式会社として設立される場合もある様である。

何れにしても、成文法の如何に拘らず設立されるであろうし、慣習法の権利及び原則に従って行動する。この特徴は、連帯株式会社を組織する際の容易さ、簡単さを示唆するであろう。<sup>(63)</sup>この点は組合企業と同様であり、株式会社にまさる長所である。なお、設立及び設立費用の経済性に関しては、既述の定款、法的資格等をも参照されたい。

## 3 資本と経営の分離

組合企業 (partnership) に於ては、資本と経営 (又は所有と経営) の一致があり、所有経営者 (owner manager) による所有者統制ないし所有者支配 (owner control) は直接的であった。然るに、連帯株式会社は、組合企業と株式会社の間物であり、組合企業の改良諸形態、即ち、合資会社、有限会社等と同じく、所有者統制は、間接的である。連帯株式会社の構成員 (株主)、即ち、所有者は、経営管理には直接関係しないし、これは取締役会に委任せられるのである。

連帯株式会社の所有者は、代理人 (agency) の職能——組合企業統制の主た

る用具の1つ——を放棄する。構成員は、組合構成員 (partners) の場合に於ける如く、会社の代理人ではない。会社の名に於て行動する権利は、構成員 (株主) により選任された取締役会に制限せられる。彼等の任務及び権限は、会社定款に規定せられるが、それは構成員により修正されることが出来る。連帯株式会社は、その後継者たる株式会社の如く、経営 (者) と所有 (者) の分離、債務者 (借方) と債権者 (貸方) の分離 (separation of debtors and creditors) の方向へ明確に進行した。

この分離は、不在所有制度 (absentee ownership) を導入したし、株主を非人格化した。個人的要素の喪失である。之に基き生ずる損失は、部分的に、構成員全員に依る積極的経営参加の必要の減少により相殺された。不在投資者 (absentee investors) は、経営者を個人的に知る必要がない。業績成果は、全く同じ経営者に依り作成されるけれども、承認された会計標準に一致する所の報告書により評価され得る。経営者は、定款に依り規定された彼等の職務及び権限を有するが、この定款は構成員 (株主) によりそれが適当と考える如く改訂され得る。取締役会が各種事項に於て裁断 (discretion) を行使出来るのは、会社定款に規定されている所の限度以内に於てのみである。連帯株式会社の取締役乃至経営者も、合資会社取締役と同じく、マサチューセッツ・トラスト (Massachusetts Trust) に於けると同じ決定の自由を有しない。所有者統制の間接的統制 (indirect control) と述べた所以である。<sup>(64)</sup>

構成員 (株主) は、経営管理に直接的発言権は有しないし、他の構成員を会社の代理人 (agents) として拘束することは出来ない。この故に、人の経営会社を選択する権利の放棄——株式の自由譲渡性に於ける——は、重要性より小である。個人証明の原則が、既述の如く、存しない。只、危険を引受ける投資の原始概念のみが保有されるに過ぎない。即ち、所有者 (株主) は、投資者として危険を引受け、その代りに冒険事業の利益報酬、配当を受けるのである。所有者は、最初に又は定期的に、取締役に対し議決選任するが、之はその所有株式に比例してのみにすぎない。彼は、取締役が配当発表をなす時にのみ、配当を受取るのである。<sup>(65)</sup>



デューイングは、既述の如く、連帯株式会社の取締役会の被選任性をも否定した取締役会の自己永続性を特徴として挙げる。即ち、経営者は、証券所有者又は組合構成員の大集団とは無関係に自らを組織し維持した所の、役員の小集団に限定されたという。斯くの如くして、この会社の経営者は、内部からの又は外部からの全ての規制から独立、無関係であったという。<sup>(66)</sup>

連帯株式会社の所有は、通常非常に多くの株主数の間に配分されているので、全ての所有者の経営管理への直接参加は、実行不可能でもあり又希望するとは限らない。従って、定款は通常、株主の議決に依る取締役会の選任を規定する。この取締役会が、全ての権限を委任せられ、経営管理の全責任を有するし、また活動を実施する為の必要なる役員、例えば、社長、副社長、秘書役、トレジャー、其他を任命する。株式に対する配当の形態にての利益配分は、取締役会の職務内にある。株主により採用された細則は、会社の内部的詳細及び経常業務の管理を規定する。

連帯株式会社は、後述の如く、優秀な経営管理の人材を魅引することが出来るのである。しかも、この人材は、株主である必要はなく、株式を自身所有する様強制されることがない。かくて、恐らく被傭取締役ないし有給取締役として勤めることが許されるならば、彼等は無限責任の恐れは全く有する必要がない。また、たとえば彼等が取締役会上の構成員資格の為適格化する為株式所有を強制されるかもしれないとしても、彼等は賢明に経営管理するその能力に、失敗の可能性を考えない様な信認を有するであろう。この経営と所有の分離はまた、チェリングトンも言う如く、株主一般は、衝動的或いは不賢明な同輩株主により犠牲にされるであろうという懸念を有する必要はないことを齎す。個別的株主は、契約に参加する権限を何等有しないからである。<sup>(67)</sup>

この「所有(者)と経営(者)の分離」、或いは「資本と経営の分離」は、稀に(例えば、バーチェット及びヒックス)「経営と支配の分離」(division of management and control)とも云われる。この支配(control)は、所有者支配のことであり、此のことからこの分離は株主寿命と無関係な企業の恒久継続性に結び付けられる。<sup>(68)</sup> 然し、支配は又経営者支配にも用いられ、経営者の両面となり

所有者面がなくなる場合もあるので、筆者は余りこの用語は使用しない。

#### 4 取締役会による専門化的及び集権的経営管理

資本と経営の分離に於て述べた如く、連帯株式会社の経営管理は、株主の委任により取締役会が担当する。経営管理の能力ある取締役により、専門化と分業の方向に向い、権限は集中化乃至集権化された。権限と責任が委任され得たし、職能は確定され調整されることが出来たのである。経営管理は、会社の全構成員（株主）により選任された取締役会的手中にあり、集中されている。

取締役会は会社の全ての行為及び契約の権限を委任されて居り、経営管理の為の全般的政策を形成し、執行し調整し、且つ業績成果を評価する。実際の集中的統制を形成する為に、各株主により選任され全ての構成員に代って行動する権限を有する取締役会である。即ち、その根源的職能は、受託職能 (trusteeship function) である。この取締役会が経営管理の全権限及び全責任を有するし、活動を実施する為に必要なる役員、例えば、社長、副社長、秘書役、トレジャラー、及び其他を任命する。株式配当の形態にての利益配分も、取締役会の職分内である。

取締役会への統制の集中化は、経営と資本の分離にも述べた如く、諸代理人間の調和の欠如の危険を避けるということも出来る。また、すぐれた経営管理により株主の最良の保護が供与されるということも出来るであろう。これは、株式配当の如何と共に、保守的な利益配分に依る社内留保の蓄積に依る財務的安全性につながる。この安全性、流動性、並びに収益性が、経営管理者の目指すべき基本目標であるべきである。

前述の如く、連帯株式会社の経営管理は、取締役会に集中するのが慣例的実践である。株主総会から受託された取締役会は、会社定款が要求する所の全ての役員（及び代理人 (agents)）を選任し、それが彼等に行使することを欲する全ての権限を彼等に委任する。然し、取締役会が此等事項に関し裁断を行使することが出来るのは、会社定款に規定しある限度内にてのみである。

連帯株式会社は、合名会社や合資会社よりもより高い順位の経営管理能力者を魅引ることが出来る。この提言が主張され得る2つの理由を、チュリング

トンは挙げる。第1に、連帯株式会社は組合企業の何れよりも資本動員調達により良い謀介であり、多くの資本額を有する故に、良い経営者を雇用することが出来る。第2に、取締役として勤務せんと欲するが会社構成員たることは欲しない優秀な人材を、連帯株式会社は魅引することが出来る。株式所有を強制されない取締役、云わば被傭の有給取締役は、無限責任の恐れを有する必要がない。取締役の要件として株式所有が要求される場合でも、失敗の可能性を考えない賢明な経営管理能力に信認を有するであろうという。

専門化された能力を有する取締役のみが経営管理の権限を有し、契約し政策を決定するので、株主一般は衝動的又は不賢明の同輩株主により犠牲にされる恐れがない。従って、経営管理の集中、集権化が、連帯株式会社の最大の特徴であるとチュリングトンはいう。経営者の優秀な経営管理の技術に伴い、無限責任の危険は益々減少する<sup>(69)</sup>という。

連帯株式会社にも於ても、株式会社の如き経営管理組織としてのトップ・マネジメント、ミドル・マネジメント、ロウア・マネジメントが考察され得るが、これは前掲拙稿を参照されたい。茲に省略する。

なお、取締役会は、株式会社に於ては board of directors であるが、連帯株式会社に於ては各種の用語が用いられる。board of directors を用いるのが、ボンネヴィル及びデューイ、チュリングトン、テイラー、ボスランド、カレン、クラーク及びゴットフリード、ボーゲン、モントゴメリー、メイナード、シェパード等である。board of directors and officers を用いるのが、バーチェット及びヒックスである。board of managers を用いるのが、ボンネヴィル及びデューイ、ハロルド、ボーゲンである。board of governors を用いるのが、ガーステンバーグ、クラーク及びゴットフリードである。governing board を用いるのが、デューイングである。board of management を用いるのが、デューイングである。board of trustees を用いるのが、カレン、デューイングである。

##### 5 取締役会の恒久的安定性

取締役会の被選任性を否定した自己永続化 (self-perpetuation) であるが、

これは株式会社との差異の第3に既述したので、茲には重複を避ける為省略する。デューイングが株式会社に優る唯一の長所として強調するが、他の論者は述べていない。僅かに、ウォリンの外、バーチェット及びヒックスが「その役職にあることを継続し経常的活動を押し進める経営者」と一言述べているにすぎない。<sup>(70)</sup> 既述連帯株式会社と株式会社との差異の第3を参照され度い。

## 6 継続性と安定性

連帯株式会社は、組合企業の何れよりも大なる安定性と継続性を有する。その存続期間は、偶々構成員に生ずるものにより影響されない。構成員（所有者）の株式の譲渡、その寿命、死亡、破産、発狂ないし禁治産、或いは戦争等により影響を受けない。之等は人的会社たる組合企業では解散理由となるが、物的会社たる連帯株式会社では解散理由とはならない。個人証明の原則（*delectus personarum*）は存しない。この恒久継続性を、株式の譲渡性と結びつける論は、既述の通りである。株式の譲渡により、引退する構成員から株式を買う人、又は死亡せる構成員から相続する人は、直ちに先行者の権利及び特権を得る。斯くして、構成員は絶えず変化しつつあるかも知れないが、会社組織は継続的期間を有する。会社に関する限り生ずる唯一のことは、引退する構成員の名前が株式名簿（*list of stockholders*）から取外され、後継者の名前が株主名簿に附加されることのみである。

斯かる継続性と安定性は、従って、長期計画を試みることを可能ならしめるし、また貯蓄投資の為のより魅力的な媒介たることは確実であるといえる。

連帯株式会社は、次により終了せしめられるであろう。即ち、少数の理論的並びに妥当なる解散理由である。

- (1) 定款の下に合意された期間の経過
- (2) 破産（破産判決を受け解散せしめられる）
- (3) 裁判所の命令（良い理由が示されれば）
- (4) 同一人に依る全株式の所有
- (5) 構成員全員一致による合意

最後の全員一致による合意は、定款の解散予時定より早い期の解散である。

法律又は会社定款の下に於て、少数者の反対に対し解散を実施する権限が存するに非ざれば、全員一致の承認がなければならないことが原則である。

破産も解散事由となるが、財務的困難は必ずしも会社の存在を終了せしめるとは限らない。蓋し、活動する経営実体としてその存続を継続せしめ改組更生 (reorganization) の手続により財務問題を処理することが望ましいであろうからである。然し、更生が生じないなら、財産は恐らく販売され差押競売は傷害されるであろう。裁判所は、破産管財制度にある、又は見透し望みなき、或いはそれが行使すべく組織された営業をおし進めることが出来ない、連帯株式会社解散を認めるであろう。

ともあれ、組合企業 (partnership) に影響する多くの不可避的及び予測不能の解散事由と比較される時に、連帯株式会社の安定性、継続性はより優れている。<sup>(71)</sup>

既述の如く、連帯株式会社を、更に、株式会社より存続期間が大である観点もあるとデューイングはいう。その理由として、連帯株式会社形態が、新しい需要及び変化する経済状態に対しより緊密な適応可能性を許すからであるとい<sup>(72)</sup>う。

モントゴメリーは、次を挙げる。ニューヨーク裁判所は、連帯株式会社はその存続期間を構成員の契約に負い、その構成員とは異なる社団乃至経営体 (entity) <sup>(73)</sup>としては存在しないということを主張した。

この恒久継続性の現存例は、若干ある。勿論、連帯株式会社の大部分は、有限責任の株式会社 (設立) 法の寛大性と弾力性の為、株式会社により代替されてしまったが、若干は長い存続期間を有している。現有会社の例は、アダムズ通運会社 (Adams Express Company)、ニューイングランド通運会社 (New England Express Company)、其他の諸通運会社、マサチューセッツ州の諸製造企業等がある。<sup>(74)</sup> 歴史にて述べるが、ニューヨーク州のアダムズ通運会社は、1854年7月1日に創設された。会社が法律により、又はその構成員の行為に依り解散せしめられるに非ざれば、その会社定款はその存立期間は1998年6月1日迄継続するであろうということを規定している。この会社は元々、鉄道通運

事業に従事していたが、若干年後に投資信託業となり現在に至っている。また、英国の勅許「近世的株式会社」として有名な唯一の現存会社「ハドソン湾会社」(Hudson Bay Company)は、1670年に創設され現在に至っている。

### 7 大資本調達と拡張の容易

連帯株式会社の所有権は多数の株券に分割されている故に、この少額株券が広い市場に於て多くの貯蓄者に、或は冒険事業に関心を有する者に、多くの投資者に、販売の為提供され得る。その結果、その総出資額として大なる資本が形成される可能性が存する。調達された資本は、現金、有形資産(例えば不動産)、或いは無形資産(例えば、暖簾、特許権)等であろう。拙稿「株式会社の特長」の2に論じた所を参照され度い。

この大資本調達可能性は、株式資本(自己資本)についてのみならず、借入資本調達可能性についてもいえる。即ち、株主無限責任並びに長期継続的存続期間に基く信用力強化により、長期間に対する資金を相当額借入れることを可能ならしめる。借入資本の形態は、社債、長期借入金、短期借入金、支払手形、買掛金、其他の短期負債があるであろう。

連帯株式会社の財務は、略々同じ性質の活動に従事している時に、規模に於て及び経営管理の品質に於て比較可能である株式会社の財務と著しく異なるを要しない。資本調達に関する限り、組合企業制度よりも遙かに優れている。アダムズ通運会社は、多くの株式会社が用いたのと殆ど同じ方法にてその資本を累積したという。アダムズ通運会社は、4種類の現有証券を有する。即ち、普通株(common stock)、二つの担保附社債(collateral bond)、及び無担保社債券(debentures)を有するのである。又、連帯株式会社は、右の外、優先株、短期及び長期の信用証券を用いたのである。

株式の譲渡可能性は、投資者乃至貯蓄者の貯蓄の投資に対する代替的機会の点から、多くの人々が重要性ある要因と考えるのである。譲渡可能性が制限されている場合よりも、より大なる資本の調達可能性、魅力を与える。連帯株式会社の継続性も、既述の如き貯蓄投資に対する魅力的な媒介であることを証明するであろう。財務的長期計画を試みることを可能ならしめるのである。

此の資本調達可能性が、米国歴史に於ても、連帯株式会社は、産業会社が益々大きく拡張すること、より多くの人を雇用することを可能ならしめ、工業化時代を推進して行ったのである。

然しながら、個別的株主に対する無限責任の故に、株式会社に等しいということは出来ない。無限責任の危惧の為に、出資を躊躇したり、株式会社へ改組したりするものが多かったのが、連帯株式会社衰退の原因であった。連帯株式会社の外面的長所の1つであった資本の共同投資化 (pooling) が、今日米国経営にとって魅力を有しないのも、無限責任の要件に基づくのである。無限責任という短所の為、連帯株式会社を財務する所有者資本の失敗は、その借入能力をも制限して来たともいわれる。<sup>(75)</sup>

## 6 弾 力 性

連帯株式会社は、移動の自由、政府的統制からの自由、経営管理と拡張の弾力性、資本構造の弾力性等に関して、弾力性を有する。

第1は、移動の自由である。慣習法の下に於ては、連帯株式会社は、営業をなす為各州に行き活動する。移動に関しては、連帯株式会社は、その個別的構成員の憲法的権利に依存して、一般に合名会社 (general partnership) の資格が与えられる。<sup>(76)</sup> 連帯株式会社に対する成文法や諸制限を課している州の課する諸制限を除き、如何なる州に於ても如何なる法律手続をも経過することなく、営業をなすことが出来るであろう。然し、連帯株式会社成文法を有する州、例えば、ニューヨーク州に於ては、外州連帯株式会社は、州内形成の連帯株式会社が要求されると同じ情報証書、定款を登記しなければならない。

第2は、政府統制からの自由である。連帯株式会社は、一般に政府統制から自由である。勿論、株式会社に等しい連邦課税やニューヨーク州の年次商業上利権税 (franchise) は要求される。しかしながら、政府要求は、株式会社に適用される要求と比較して相対的にとるに取らない程小であるとボンネヴィル及びデューイはいう。

デューイング、モントゴメリー等も、之を肯定する。モントゴメリーは、連帯株式会社の主たる長所は、拒否されるべき州課税及び株式会社に課せられる

公告 (publicity) からの自由に存するという。デューイングも、連帯株式会社の経営者は、内部的規制からの自由と共に、外部からの全ての規制から自由独立であったという。何らかの統制が行使されたことは、連邦政府が「州間商業」規定 (“commerce between the states” provision) の合憲的権限により諸通運会社を州際商業委員会の下に置いた時まで、<sup>(77)</sup> なかったという。

然し、ガーステンバーグ、バーチェット及びヒックス、プレイザー、ホーグランド等は、政府統制の自由を否定する。即ち、これは成文法施行により失われたし、外州株式会社の定義に連帯株式会社も含まれるに至り、税法上も株式会社の様に課税され、証券の公共的提供を規制する連邦及び州法の下にては株式会社として取扱われるとガーステンバーグはいう。連帯株式会社は、慣習法の下に於て何等の許可なく形成され得るけれども、その証券の公共的提供は殆ど全ての場合に於て州の規制及び統制を受けるべきであろう。従って、連帯株式会社が州統制から自由であると述べることは、欺瞞的であるとバーチェット及びヒックスはいう。

プレイザーも、株式会社としての課税、その統制を規定する法の承認、の連邦及び州の傾向が、連帯株式会社が株式会社にまさる二つの主要表所——課税利益と規制からの自由——を奪い去ったという。ホーグランドも、政府機関による規制からの相対的自由と課税負担の容易は、無限責任の危険を冒すに十分な誘因ではないという。<sup>(78)</sup>

テーラも、既述の如くいう。連帯株式会社は、組合企業から発生し、原始的に合名会社よりも多くの州統制を受けなかった。慣習法が適用する場合には、連帯株式会社は組合企業の特権の大部分を保有することが出来る。認可申請なくして会社設立が出来るし、州監督なくして閉鎖解散することが出来る。然し、連帯株式会社に関する成文法化の傾向と共に、裁判所から株式会社と同様に取扱われるに至った。即ち、定款の登記、年次報告書の提出、株式会社と同じ課税の支払、等を要求される。成文法連帯株式会社を有する州に於て営業をなす慣習法会社すら、外州株式会社がなす如く、情報 (即ち定款) の登記、実施特許権 (licenses) の取得を要求されるであろう。斯くして、以前の州統制か



らの自由の長所は、大いに消滅したとい<sup>(79)</sup>う。

第3は、経営管理及び拡張の弾力性である。連帯株式会社は、取締役会に、経営を執行し、役員及び活動者の全職員を任命又は雇用すべき権限を賦与して、拡張と経営管理の双方に於て、大なる弾力性が可能である。<sup>(80)</sup>

第4は、資本構造の弾力性である。若し連帯株式会社が閉鎖的株式会社(close corporation)の代りに代用さるべきであるならば、会社定款は注意深く作成さるべきである。定款は役員の仕事、権限と構成員の仕事、義務、権限等を規制するから、会社には重要である。<sup>(81)</sup>かかる株式会社から連帯株式会社への改組の如き、会社資本構造に於ても、連帯株式会社は弾力性を有する。

以上にて、連帯株式会社の長所を内容構造と併せて考察した。次に、連帯株式会社の短所、歴史、英国の近世的株式会社は、次号にて展開することとする。

- (1) 拙稿「株式会社の特長」駒沢大学経営学部研究紀要第2号 p. 81
  - (2) W. S. Curren, Principles of Financial Management, 1970, p. 30
  - (3) W. B. Taylor, Financial Policies of Business Enterprise, 1956, p. 24
  - (4) Companies Act, 1948, Sec. 383
  - (5) W. B. Taylor, op. cit., p. 19
  - (6) C. C. Potter, Finance and Business Administration in Canada, 1970, p. 43
- この文献にて joint-stock が見付かるのは、この1行のみの様である。
- (7) R. J. Chambers, Financial Management, (London), 1953, pp. 35, 37
  - (8) C. C. Bosland, Corporate Finance and Regulation, 1949, p. 19.  
W. B. Taylor, op. cit., p. 14
  - (9) W. S. Curren, op. cit., p. 30
  - (10) D. Lloyd, The Law Relating to Unincorporated Associations, (London), 1938, W. R. Scott, Joint Stock Companies to 1720, 1912, A. S. Dewing, Financial Policy of Corporations, 1953, p. 24
  - (11) H. E. Hoagland, Corporation Finance, 1947, p. 53
  - (12) D. T. Clark & B. A. Gottfried, Dictionary of Business and Finance, 1960, p. 199
  - (13) W. B. Taylor, op. cit., pp. 14, 73
  - (14) C. C. Bosland, op. cit., p. 33, W. S. Curren, op. cit., p. 30

- (15) Encyclopaedia Britannica, 1963, p. 221
- (16) C. C. Bosland, op. cit., p. 33, W. B. Taylor, op. cit., pp. 14, 73, F. F. Burtchett & C. M. Hicks, Corporation Finance, 1948, p. 34, A. S. Dewing, op. cit., p. 70, C. W. Gerstenberg, Financial Organization and Management of Business, 1955, pp. 26, 858
- (17) 拙稿「株式会社の特長」前掲 p. 86
- (18) D. T. Clark & B. A. Gottfried, op. cit., pp. 198—199
- (19) 30 American Jurisprudence, 714
- (20) J. I. Bogen, Financial Handbook, 1956, p. 376
- (21) E. E. Nemmers, Dictionary of Economics and Business, 1966, p. 227
- (22) H. S. Sloan & A. J. Zurcher, Dictionary of Economics, 1964, p. 186
- (23) A. S. Dewing, op. cit., p. 858
- (24) J. H. Bonneville & L. E. Dewey, Organizing and Financing Business, 1949, p. 42
- (25) H. V. Cherrington, Business Organization and Finance, 1948, pp. 29—30
- (26) F. F. Burtchett & C. M. Hicks, op. cit., pp. 25, 34
- (27) Bouvier's Dictionary (Rawle's 3rd rev., 1914, Vol. I. pp. 1704—1705, Boston & AR. v. Pearson, 128 Mass. 445; Frost v. Walker, 60 Me. 468
- (28) W. H. Husband & J. C. Dockery, Modern Corporation Finance, 1954, pp. 19—20
- (29) B. O. Wheeler, Business, 1969, p. 111
- (30) C. L. Prather, Financing Business Firms, 1961, p. 40
- (31) W. B. Taylor, op. cit., p. 14
- (32) R. H. Montgomery, Financial Handbook, 1927, p. 719 G. Harold, Corporation Finance, 1956, pp. 4—5
- (33) H. D. Shepherd, V. A. Musselman, & E. H. Hughes, Introduction to Modern Business, 1952, p. 82, 1954, p. 52, H. E. Maynard & W. C. Weidler, An Introduction to Business Management, 1951, p. 24, W. H. Lough, Business Finance, 1923, p. 19, E. R. Canudo, Business Corporations Law of New York, 1669, p. 2
- (34) W. B. Taylor, op. cit., p. 73, C. C. Bosland, op. cit., p. 33, D. T. Clark & B. A. Gottfried, op. cit., p. 199, B. O. Wheeler, op. cit., p. 111, F. F. Burtchett & C. M. Hicks, op. cit., p. 25, W. H. Husband & J. C. Dockery, op. cit., p. 20, J. H. Bonneville & L. E. Dewey, op. cit., p. 43, H. E. Maynard & W. C. Weidler, op. cit., pp. 23, 24, H. D. Shepherd,

- V. A. Musselman & E. H. Hughes, *op. cit.*, p. 82, W. H. Lough, *op. cit.*, p. 20
- (35) W. B. Taylor, *op. cit.*, pp. 14, 73, A. S. Dewing, *op. cit.*, p. 858, J. H. Bonneville & L. E. Dewey, *op. cit.*, p. 45, H. V. Cherrington, *op. cit.*, p. 33, C. W. Gerstenberg, *op. cit.*, p. 26, F. F. Burtchett & C. M. Hicks, *op. cit.*, p. 25, Bouvier's Dictionary, *op. cit.*, pp. 1704—5, W. H. Husband & J. C. Dockery, *op. cit.*, p. 20, B. O. Wheeler, *op. cit.*, p. 111, D. T. Clark & B. A. Gottfried, *op. cit.*, p. 199, C. L. Prather, *op. cit.*, p. 40, H. E. Hoagland, *op. cit.*, p. 28, C. C. Bosland, *op. cit.*, pp. 33, 37
- (36) D. T. Clark & B. A. Gottfried, *op. cit.*, pp. 198—199, J. F. Bradley, *Fundamentals of Corporation Finance*, 1958, p. 40, W. B. Taylor, *op. cit.*, p. 73, C. C. Bosland, *op. cit.*, p. 33, J. H. Bonneville & L. E. Dewey, *op. cit.*, pp. 42, 45, C. W. Gerstenberg, *op. cit.*, pp. 25—26, Bouvier's Dictionary, *op. cit.*, pp. 1704—5, F. F. Burtchett & C. M. Hicks, *op. cit.*, p. 34, B. O. Wheeler, *op. cit.*, p. 111, W. S. Curren, *op. cit.*, p. 30, H. E. Maynard & W. C. Weidler, *op. cit.*, p. 24, H. D. Shepherd, V. A. Musselman, & E. H. Hughes, *op. cit.*, p. 82
- (37) 拙稿「株式会社の特長」前掲 p.59
- (38) A. S. Dewing, *op. cit.*, pp. 26—27
- (39) A. S. Dewing, *op. cit.*, p. 858
- (40) C. C. Bosland, *op. cit.*, p. 33
- (41) Bouvier's Dictionary, *op. cit.*, pp. 1704—5
- (42) W. B. Taylor, *op. cit.*, pp. 14, 73, J. I. Bogen, *op. cit.*, p. 377, C. C. Bosland, *op. cit.*, p. 33, J. H. Bonneville & L. E. Dewey, *op. cit.*, p. 42
- (43) A. S. Dewing, *op. cit.*, pp. 26, 27, 858
- (44) E. H. Warren, *Corporate Advantages Without Incorporation*, 1929
- (45) A. S. Dewing, *op. cit.*, pp. 26—27
- (46) C. C. Bosland, *op. cit.*, p. 33, J. H. Bonneville & L. E. Dewey, *op. cit.*, p. 45
- (47) C. C. Bosland, *op. cit.*, p. 33, H. E. Maynard & W. C. Weidler, *op. cit.*, p. 24
- (48) W. B. Taylor, *op. cit.*, p. 14
- (49) A. S. Dewing, *op. cit.*, p. 26
- (50) C. C. Bosland, *op. cit.*, p. 33, J. I. Bogen, *op. cit.*, p. 377

- (51) J. H. Bonneville & L. E. Dewey, op. cit., p. 45
- (52) W. B. Taylor, op. cit., pp. 14—15
- (53) re Wilner's Estate, 153 App. Div. [N. Y.] 804, R. H. Montgomery, op. cit., pp. 719—721
- (54) Taft v. Ward, 106, Massachusetts 518, 524, 525, 1871
- (55) Adams Express Company v. Metropolitan Street Railway Company, 126, Missouri App. 471
- (56) H. V. Cherrington, op. cit., pp. 29—30, W. B. Taylor, op. cit., pp. 14—15, 73, 78, J. I. Bogen, op. cit., p. 377, R. H. Montgomery, op. cit., pp. 719—721, A. S. Dewing, op. cit., p. 43, J. H. Bonneville & L. E. Dewey, op. cit., p. 45, H. V. Cherrington, op. cit., pp. 29—30, C. W. Gerstenberg, op. cit., p. 26, W. H. Husband & J. C. Dockery, op. cit., p. 20, H. E. Hoagland, op. cit., pp. 27, 28. G. Harold, op. cit., pp. 4—5
- (57) J. I. Bogen, op. cit., p. 376, W. B. Taylor, op. cit., p. 15, R. H. Montgomery, op. cit., p. 721
- (58) 拙稿「株式会社の特長」前掲 pp. 79—81, R. H. Montgomery, op. cit., p. 719, J. H. Bonneville & L. E. Dewey, op. cit., p. 43, C. W. Gerstenberg, op. cit., p. 25
- (59) W. B. Taylor, op. cit., pp. 15, 78
- (60) W. B. Taylor, op. cit., pp. 15, 78, R. H. Montgomery, op. cit., p. 719, A. S. Dewing, op. cit., pp. 858, 25, H. E. Hoagland, op. cit., p. 27, J. H. Bonneville & L. E. Dewey, op. cit., p. 44, H. V. Cherrington, op. cit., p. 33, C. W. Gerstenberg, op. cit., p. 25, C. L. Prather, op. cit., p. 40
- (61) A. S. Dewing, op. cit., p. 70
- (62) W. B. Taylor, op. cit., p. 78
- (63) J. H. Bonneville & L. E. Dewey, op. cit., pp. 43, 45, J. I. Bogen, op. cit., p. 376, H. V. Cherrington, op. cit., pp. 29—30, C. W. Gerstenberg, op. cit., p. 25, W. H. Husband & J. C. Dockery, op. cit., p. 20, B. O. Wheeler, op. cit., p. 111, H. E. Maynard & W. C. Weidier, op. cit., p. 24
- (64) W. B. Taylor, op. cit., pp. 78—79, R. H. Montgomery, op. cit., p. 720, H. V. Cherrington, op. cit., p. 31, G. Harold, op. cit., p. 5
- (65) W. B. Taylor, op. cit., p. 15
- (66) A. S. Dewing, op. cit., p. 70
- (67) J. H. Bonneville & L. E. Dewey, op. cit., p. 44, H. V. Cherrington,

- op. cit., p. 31, 33
- (68) F. F. Burtchett & C. M. Hicks, op. cit., p. 25
- (69) W. B. Taylor, op. cit., p. 19, H. V. Cherrington, op. cit., pp. 30, 31, R. H. Montgomery, op. cit., p. 720, J. H. Bonneville & L. E. Dewey, op. cit., pp. 42, 43, 44, 46, C. W. Gerstenberg, op. cit., p. 26
- (70) A. S. Dewing, op. cit., pp. 26, 27, 858, F. F. Burtchett & C. M. Hicks, op. cit., p. 25
- (71) J. H. Bonneville & L. E. Dewey, op. cit., pp. 44—45, 43, 46, H. V. Cherrington, op. cit., pp. 32, 33—34, A. S. Dewing, op. cit., p. 858, C. W. Gerstenberg, op. cit., p. 25, C. L. Prather, op. cit., p. 40, G. Harold, op. cit., p. 5, R. H. Montgomery, op. cit., p. 720, W. S. Curren, op. cit., p. 30, S. Livermore, Unlimited Liability in Early American Corporations, *Journal of Political Economy*, Vol. 43, No. 5 (October, 1935), pp. 674—676
- (72) A. S. Dewing, op. cit., p. 26
- (73) *re Wilner's Estate*, 153, App. Div. (N. Y.) 804, R. H. Montgomery, op. cit., p. 720
- (74) *Moody's Bank and Financial Manual*, 1955, p. 682, W. H. Husband & J. C. Dockery, op. cit., p. 20, A. S. Dewing, op. cit., pp. 858, 27, W. B. Taylor, op. cit., p. 16
- (75) J. H. Bonneville & L. E. Dewey, op. cit., pp. 43, 45—46, H. V. Cherrington, op. cit., pp. 32, 33, 34, F. F. Burtchett & C. M. Hicks, op. cit., pp. 25, 34, B. O. Wheeler, op. cit., p. 111, G. Harold, op. cit., p. 5, W. B. Taylor, op. cit., 19, 82
- (76) U. S. Constitution, Art. IV, Sec. 2
- (77) J. H. Bonneville & L. E. Dewey, op. cit., pp. 45, 46, R. H. Montgomery, op. cit., p. 720, A. S. Dewing, op. cit., p. 70
- (78) C. W. Gerstenberg, op. cit., 26, F. F. Burtchett & C. M. Hicks, op. cit., p. 34, C. L. Prather, op. cit., p. 40, H. E. Hoagland, op. cit., p. 28
- (79) W. B. Taylor, op. cit., p. 73
- (80) J. H. Bonneville & L. E. Dewey, op. cit., p. 45
- (81) R. H. Montgomery, op. cit., p. 719